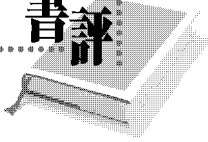


書評



大下 顕 監訳

拘置所と刑務所における精神科医療サービス (第2版)

米国精神医学会タスクフォースレポート

西山 詮

アメリカ精神医学会(APA)は多方面にわたって活躍している。議会に出向いて活発にロビー活動をし、裁判所に対しては法廷の友書簡(amicus curiae brief)を送って精神科医療における守秘義務の重要性を論じ、規模の大きなタスクフォース(委員長 R Spitzer)を構成してDSM-IIIを作成し、非常事態(たとえばヒンクリー事件)に際しては精鋭数人からなるタスクフォース(委員長 H Roth)を発足させ、迅速な仕事によりAPAの声明文を作成し、学会の見解を世に問うことができた。この書も6人の精鋭からなるタスクフォース(委員長 HC Weinstein)の報告書で、矯正施設における精神科医療のあるべき姿を、法務省に任せきりにせず、現実を見据えて述べたものである。

この報告書がすぐに役に立つのは拘置所と刑務所に勤める精神科医であろうが、そればかりでなくおよそ強制的環境(措置入院、医療保護入院)において行われる精神科医療に携わるあらゆるスタッフにものを考えさせる。特に、措置入院患者に対する医療行為は権力的作用による強制的措置管理のもとで行われるのであり、公権力の行使とみなされている。そして今年から施行される予定の「心神喪失者等医療観察法」の下に行われる医療行為もそうである。精神保健福祉法および上記新法下の多少とも強制的な治療に参加するスタッフにとって、重要なガイドラインを本書は提供するに違いない。

しかし、読者となるべき人はそればかりではない。矯正施設にいらなくても強制治療や鑑定または鑑定に近い行為は行われているからであ

る。最近増えている産業医、校医(学校カウンセラー)、軍医(自衛隊医)なども「二重の忠誠 dual loyalty」を課せられており、つねに「二重スパイ」に陥る危険を持ち合わせている。たとえば産業医は企業に雇われ、企業に代わって被用者の健康管理をするのであるから、保健情報は常に企業に開示しなければならない。しかし、たとえば重い肝障害のある患者が、人事部に情報開示をしないでくれと切望することがある。夜勤が禁じられ、あるいは休暇を勧められると、ローン返済と生計が成り立たないからである。産業医の立場は微妙なことが多からうが、基本的には矯正施設医のそれによく似ている。

それどころではない。今日では一般の臨床家が日頃から二重の忠誠を期待されている。しかも一般の臨床家はこのことに無自覚であることが多いから、専ら治療をする者と自分を規定している。臨床家も様々な方面に診断書や意見書(これらの本質は鑑定書である)を書き、産業医などに助言している。一般臨床では柔軟な形態を取っているのだからわかり難いが、一般の臨床家もまた社会保安的権力機構の下にあり、上記のような危険をしばしば冒しているのである。

結局、今日では、あらゆる臨床家がこのレポートを読み、個々の臨床家や精神医学会がなすべき仕事と持つべき倫理水準を考える機縁としなければならない。

(錦糸町クボタクリニック)

●A5判 77頁 2005 定価2,625円(本体2,500円+税) 新興医学出版社